

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和7年1月29日

大磯町下水道条例の一部改正について

資 料

改正概要	1
改正内容	1
参考資料	2

下水道課

大磯町下水道条例の一部改正について

1 改正概要

本条例（平成3年大磯町条例第18号）に定める排水の基準については、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）に定めるもの等としています。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、水質の汚濁の防止に関する規制基準を神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号、以下「県施行規則」。）に定めています。このうち、県施行規則について、令和6年7月19日に一部改正が公布されたことに伴い、大磯町下水道条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 大磯町下水道条例の一部を改正する条例の改正内容

県施行規則で定める、水質の汚濁の防止に関する規制基準等のうち、大腸菌に関する基準について、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第88号）第3条第1項第11号の一部改正したことに伴い、県施行規則の一部改正が公布されました。改正内容は、排水の規制基準のうち「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めています。

この一部改正を受け、大磯町下水道条例についても以下の改正を行います。

改正案	現行
<p>(除害施設の設置)</p> <p>第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下「悪質汚水」という。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）により相模川流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値</p>	<p>(除害施設の設置)</p> <p>第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下「悪質汚水」という。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）により相模川流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値</p>

(2) 施行期日

令和7年4月1日とします。

参考資料

1 関係法令改正の背景

公共下水道及び流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準についての定めが改正された背景には、今般、大腸菌群数よりも正確な指標である大腸菌数を測定することが、技術上可能となったことから、環境基本法（平成5年法律第91号）や水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）といった関係法令に基づく大腸菌群数に係る水質基準について大腸菌数に変更されたことによる。

2 検出基準の変更内容

大腸菌に係る排出基準が、大腸菌群数から大腸菌数に変更されたことにより、以下のように検出の単位及び許容限度の基準について改正されている。

【神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則より抜粋】

(改正前)

単 位	許容限度
大腸菌群数 (個/cm ³) (図1のA, B, Cの合計)	3,000



(改正後)

単 位	許容限度
大腸菌数 (cfu/ml) ※CFU…Colony Forming Unit (コロニー形成単位) (図1のA)	800

※ (大腸菌数/大腸菌群数) の平均値 0.295 (環境省の実験に基づく数値)
 $3,000 \times 0.295 = 885 \Rightarrow 800$ (安全側に端数処理)

